

滋賀県水防計画 変更対照表

参考資料2

頁	行	変更前	変更後	変更理由
目次				
目次	第5章 第3節	-	(追) <u>6. 防災重点ため池の監視</u>	追記
目次	第7章 第1節	1. 彦根地方気象台より発表される気象予警報	(修) 1. <u>水防活動の利用に適合する注意報、警報</u> 2. 彦根地方気象台より発表される気象予警報	追記
第1章 総則				
3	上から 11	(16)避難判断水位(警戒レベル3相当) 市町長の避難準備・高齢者等避難開始の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位である。	(修) (16)避難判断水位(警戒レベル3相当) 市町長の <u>高齢者等避難</u> の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位である。	災害対策基本法等の一部改正に伴う語句修正
3	上から 15	(17)氾濫危険水位(警戒レベル4相当) 洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。 市町長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される特別警戒水位に相当する。	(修) (17)氾濫危険水位(警戒レベル4相当) 洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。 市町長の <u>避難指示</u> 等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される特別警戒水位に相当する。	災害対策基本法等の一部改正に伴う語句修正
4	上から 1	(22) 土砂災害警戒情報 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害のおそれがある時に市町長が避難勧告等を発令する際	(修) (22) 土砂災害警戒情報 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害のおそれがある時に市町長が <u>避難指示</u> 等を発令する際	災害対策基本法等の一部改正に伴う語句修正
4	上から 2	彦根気象台	(修) 彦根 <u>地方</u> 気象台	誤植
4	上から 9	(24) 土砂災害発生危険基準線(CL) 過去の土砂災害の発生状況や避難勧告等の実態などを総合的に勘案して、	(修) (24) 土砂災害発生危険基準線(CL) 過去の土砂災害の発生状況や <u>避難指示(避難勧告)</u> 等の実態などを総合的に勘案して、	災害対策基本法等の一部改正に伴う語句修正
第3章 連絡通信関係				
15	滋賀県防災行政無線回線構成図	彦根気象台	(修) 彦根 <u>地方</u> 気象台	誤植
第4章 水防区域と水防上の留意事項				

17	下から	14	土砂災害の危険が高まり避難勧告等の検討が必要であることを知らせる	(修)	土砂災害の危険が高まり <u>避難指示</u> 等の検討が必要であることを知らせる	災害対策基本法等の一部改正に伴う語句修正
17	下から	11	発表対象市町に事前連絡を行い避難勧告等の発表支援に努める。	(修)	発表対象市町に事前連絡を行い <u>避難指示</u> 等の発表支援に努める。	災害対策基本法等の一部改正に伴う語句修正
第5章 水防体制および活動						
20	上から	19	第3節 監視および警戒 3. 水門、閘門および農業用ため池の監視 (1)水門、閘門、農業用ため池の管理者はあらかじめ監視員及び巡視員を定めておく。 (2)監視員は、平時工作物の点検をなし、増水(出水)時の操作に支障のないようにする。 (3)監視連絡員は、河川の量水標が水防団待機水位(通報水位)に達した通知によって出動し、水門、閘門、農業用ため池の警戒操作にあたり、その状況を水門、閘門、農業用ため池の管理者に報告する。 (4)水門、閘門、農業用ため池の管理者は水防管理者と協議して必要な措置をとるとともに、その状況を土木 事務所長・支所長に通知する。	(修)	第3節 監視および警戒 3. 水門、閘門 <u>および農業用ため池</u> の監視 (1)水門、閘門、 <u>農業用ため池</u> の管理者はあらかじめ監視員及び巡視員を定めておく。 (2)監視員は、平時工作物の点検をなし、増水(出水)時の操作に支障のないようにする。 (3)監視連絡員は、河川の量水標が水防団待機水位(通報水位)に達した通知によって出動し、水門、閘門、 <u>農業用ため池</u> の警戒操作にあたり、その状況を水門、閘門、 <u>農業用ため池</u> の管理者に報告する。 (4)水門、閘門、 <u>農業用ため池</u> の管理者は水防管理者と協議して必要な措置をとるとともに、その状況を土木 事務所長・支所長に通知する。	防災重点ため池を別項目として抜き出し追記。
20	上から	34	-	(追)	第3節 監視および警戒 <u>6. 防災重点ため池の監視</u> <u>防災重点ため池の管理者はあらかじめ巡視員を定めて、防災重点ため池の監視にあたらせる。</u>	防災重点ため池を別項目として抜き出し追記。
第6章 雨量、水位の観測と報告						
23	上から	12	(3)避難判断水位 ①市町長の避難準備・高齢者等避難開始の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。	(修)	(3)避難判断水位 ①市町長の <u>高齢者等避難</u> の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。	災害対策基本法等の一部改正に伴う語句修正

23	下から 5 6	②市町長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位。 ③河川ごとの洪水時の水位上昇速度と、避難勧告の発令、情報伝達及び避難等に要する時間を危険箇所から越水又は溢水が発生する水位から考慮した水位。	(修)	②市町長の <u>避難指示</u> 等の発令判断の目安となる水位。 ③河川ごとの洪水時の水位上昇速度と、 <u>避難指示</u> の発令、情報伝達及び避難等に要する時間を危険箇所から越水又は溢水が発生する水位から考慮した水位。	災害対策基本法等の一部改正に伴う語句修正																																													
25	雨量 観測所 一覧 番号 6101 ～ 番号 6102	所管土木事務所 湖東	(修)	所管土木事務所 <u>東近江</u>	誤植																																													
25	雨量 観測所 一覧 番号 5601 ～ 番号 5607	所管土木事務所 東近江	(修)	所管土木事務所 東近江 <u>農業農村</u>	誤植																																													
25	雨量 観測所 一覧 番号 6004	四手	(修)	四手 <u>川ダム</u>	誤植																																													
26	水位 観測所 一覧 番号 5502	-	(追)	<u>観測所名:念佛橋</u> <u>河川名:惣四郎川</u> <u>位 置:東近江市橋本町</u>	新規運用箇所																																													
28	危機管 理型水 位計 番号 3551 ～ 5553	-	(追)	<u>危機管理型水位計</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>所轄 土木事務所</th> <th>観測所名</th> <th>河川名</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3551</td> <td>南 部</td> <td>野洲新川合流点前</td> <td>新 川</td> <td>野洲市北</td> </tr> <tr> <td>3552</td> <td>南 部</td> <td>中ノ池川富波乙</td> <td>中ノ池川</td> <td>野洲市富波乙</td> </tr> <tr> <td>3553</td> <td>南 部</td> <td>法竜川洲本町西</td> <td>法 竜 川</td> <td>守山市洲本町</td> </tr> <tr> <td>3554</td> <td>南 部</td> <td>中ノ井川蜂屋分流後</td> <td>中ノ井川</td> <td>栗東市蜂屋、大橋2丁目</td> </tr> <tr> <td>3555</td> <td>南 部</td> <td>伊佐々川新若竹橋上</td> <td>伊 佐 々 川</td> <td>草津市若竹町3</td> </tr> <tr> <td>5551</td> <td>東 近 江</td> <td>日野川橋(巻巻～横山)</td> <td>日 野 川</td> <td>東近江市葛巻町、横山町</td> </tr> <tr> <td>5552</td> <td>東 近 江</td> <td>名神法教寺橋</td> <td>法 教 寺 川</td> <td>東近江市葛巻町</td> </tr> <tr> <td>5553</td> <td>東 近 江</td> <td>蛇砂川(日市新川分流)</td> <td>蛇 砂 川</td> <td>東近江市下二俣町</td> </tr> </tbody> </table> <p>※危機管理型水位計は洪水時の水位観測に特化した水位計であり、 水位情報については「川の水位情報 (https://k.river.go.jp/)」</p>	番号	所轄 土木事務所	観測所名	河川名	位 置	3551	南 部	野洲新川合流点前	新 川	野洲市北	3552	南 部	中ノ池川富波乙	中ノ池川	野洲市富波乙	3553	南 部	法竜川洲本町西	法 竜 川	守山市洲本町	3554	南 部	中ノ井川蜂屋分流後	中ノ井川	栗東市蜂屋、大橋2丁目	3555	南 部	伊佐々川新若竹橋上	伊 佐 々 川	草津市若竹町3	5551	東 近 江	日野川橋(巻巻～横山)	日 野 川	東近江市葛巻町、横山町	5552	東 近 江	名神法教寺橋	法 教 寺 川	東近江市葛巻町	5553	東 近 江	蛇砂川(日市新川分流)	蛇 砂 川	東近江市下二俣町	新規運用箇所
番号	所轄 土木事務所	観測所名	河川名	位 置																																														
3551	南 部	野洲新川合流点前	新 川	野洲市北																																														
3552	南 部	中ノ池川富波乙	中ノ池川	野洲市富波乙																																														
3553	南 部	法竜川洲本町西	法 竜 川	守山市洲本町																																														
3554	南 部	中ノ井川蜂屋分流後	中ノ井川	栗東市蜂屋、大橋2丁目																																														
3555	南 部	伊佐々川新若竹橋上	伊 佐 々 川	草津市若竹町3																																														
5551	東 近 江	日野川橋(巻巻～横山)	日 野 川	東近江市葛巻町、横山町																																														
5552	東 近 江	名神法教寺橋	法 教 寺 川	東近江市葛巻町																																														
5553	東 近 江	蛇砂川(日市新川分流)	蛇 砂 川	東近江市下二俣町																																														

30	上から 2	-	<p>第1節 気象予警報</p> <p><u>1. 水防活動の利用に適合する注意報、警報</u> <u>水防活動の利用に適合する(水防活動用)注意報及び警報の種類及び概要は次のとおりであり、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。</u></p> <table border="1" data-bbox="1198 391 1792 766"> <thead> <tr> <th>水防活動の利用に適合する警報・注意報</th> <th>一般の利用に適合する警報・注意報</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">水防活動用気象警報</td> <td>大雨警報</td> <td>大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される</td> </tr> <tr> <td>大雨特別警報</td> <td>大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される</td> </tr> <tr> <td>水防活動用洪水警報</td> <td>洪水警報</td> <td>大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される</td> </tr> <tr> <td>水防活動用気象注意報</td> <td>大雨注意報</td> <td>大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される</td> </tr> <tr> <td>水防活動用洪水注意報</td> <td>洪水注意報</td> <td>大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される</td> </tr> </tbody> </table>	水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	概要	水防活動用気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される	水防活動用洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される	水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される	水防活動用洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される	<p>気象台が行う「水防活動の利用に適合する(水防活動用)注意報及び警報」についての説明を追加。</p>
水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	概要																			
水防活動用気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される																			
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される																			
水防活動用洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される																			
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される																			
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される																			

第7章 予報および警報等

<p>37</p>	<p>気象予警報の伝達経路の図</p>	<p>(3) 気象予警報等の伝達系統</p> <p>気象予警報の伝達経路</p> <p>気象庁 (気象庁防災情報提供システム, 気象庁防災情報伝送システム (G-F-net))</p> <p>近畿地方整備局 近畿国道事務所 → 近畿地方整備局 琵琶湖河川事務</p> <p>近畿地方整備局 舞鶴港湾事務所</p> <p>知事 (県本部) → 広報課 → 報道機関</p> <p>関係各課・機関</p> <p>防災危機管理局 (県本部) → 各消防本部 → 住民</p> <p>各消防本部 → 各市町 → 各土木事務所・支所 → 陸上自衛隊今津・大津 → その他 → 住民</p> <p>総務省消防庁 (警報のみ)</p> <p>西日本又は東日本電信電話株式会社</p> <p>NHK大阪放送局 (大阪放送局*)</p> <p>関西電力株式会社送電部 (送電給電制御所)</p> <p>陸上自衛隊今津駐屯地 (第3戦車大隊)</p> <p>(注) 防災危機管理局から土木事務所・支所、市町、消防本部への予警報の音声伝達方法 ※ 夜間の代行により日本放送協会大阪放送局へ伝達する場合がある。</p>	<p>(3) 気象予警報等の伝達系統</p> <p>産糧地方気象台</p> <p>西日本電信電話株式会社または東日本電信電話株式会社 → 関係市町 → 住民</p> <p>滋賀県 → 関係市町</p> <p>消防庁 → 関係市町</p> <p>国土交通省機関 (滋賀国道事務所)</p> <p>報道機関 → 住民</p> <p>携帯電話事業者 → 住民</p> <p>日本放送協会 大阪放送局 → 住民</p> <p>(注) 二重線で囲われている機関は、気象業務法施行令第8条1号の規定に基づく法定伝達先。 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。</p>	<p>気象庁の標準的な記載例に整合させ、物理的な手段ではなく、法令に基づく論理的な経路に修正しました。</p>
<p>39</p>	<p>上から 7</p>	<p>-</p>	<p>(追)</p> <p><u>野洲川下流</u> <u>ロ) 洪水予報の種類等とそれぞれの発表基準(臨時の洪水予報を除く)は、以下を基本とする。</u> <u>臨時の洪水予報については、氾濫発生情報、氾濫危険情報または氾濫警戒情報の発表中等に、今後河川氾濫の危険性が高い場合において、発表されている大雨特別警報の警報等への切替時に、河川氾濫に関する情報として発表するものとする。</u></p> <p><u>洪水予報の種類等と発表基準(臨時の洪水予報を除く)</u></p>	<p>洪水予報の見直し</p>

41	上から 6	-	(追)	<u>ロ)洪水予報の種類等とそれぞれの発表基準(臨時の洪水予報を除く)は、以下を基本とする。</u> <u>臨時の洪水予報については、氾濫発生情報、氾濫危険情報または氾濫警戒情報の発表中等に、今後河川氾濫の危険性が高い場合において、発表されている大雨特別警報の警報等への切替時に、河川氾濫に関する情報として発表するものとする。</u> <u>洪水予報の種類等と発表基準(臨時の洪水予報を除く)</u>	洪水予報の見直し
42	連絡系 統図	NHK大津放送局 ^{※2}	(修)	NHK大津放送局 [※]	誤植
47	下から 22	危機管理室	(修)	危機管理課	組織改編
53	上の図	野洲川出張所	(修)	瀬田川出張所	誤植
53	野洲川 通報 系統図	※野洲川ダム操作規程にもとづく放流量200m ³ /s以上の場合	(修)	※野洲川ダム管理規程にもとづくダム放流の場合	現在の管理規程による
56	情報連 絡系統 図	-	(追)	<u>大阪管区气象台 FAX 06-6941-1846</u>	送信先の追加
57	下から 5	彦根市 総務部 危機管理課	(修)	彦根市 市長直轄組織 危機管理課	組織改編
61	情報連 絡系統 図	-	(追)	<u>大阪管区气象台 FAX 06-6941-1846</u>	送信先の追加
62	上から 下から 18 2	彦根市 総務部 危機管理課	(修)	彦根市 市長直轄組織 危機管理課	組織改編
63	上から 下から 下から 16 9 4	彦根市 総務部 危機管理課	(修)	彦根市 市長直轄組織 危機管理課	組織改編
63	上から 下から 下から 16 9 4	彦根市 総務部 危機管理課	(修)	彦根市 市長直轄組織 危機管理課	組織改編

64	下から 下から	7 8	(3)洪水の氾濫により水災のおそれがあり、特別の理由があると認められるときにおいては、県または市町地域防災計画に基づき、市町長は住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備(災害時要援護者避難)情報を伝達する。	(修)	(3)洪水の氾濫により水災のおそれがあり、特別の理由があると認められるときにおいては、県または市町地域防災計画に基づき、市町長は住民に対して 避難指示 を呼びかけるとともに、災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める 高齢者等避難 を伝達する。	災害対策基本法等の一部改正に伴う語句修正																														
65	下から	10	市町長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の目安の一つとなる情報	(修)	市町長が 避難指示 等を発令する際の判断や住民の自主避難の目安の一つとなる情報	災害対策基本法等の一部改正に伴う語句修正																														
66	4. 措置	表	<table border="1"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th> <th>活動の目安 (市町)</th> <th>活動の目安 (滋賀県水防本部)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨警報(土砂災害)かつメッシュ情報で大雨警報(土砂災害)の基準到達</td> <td>○避難準備・高齢者等避難開始の発令</td> <td>○避難情報の発令状況の確認</td> </tr> <tr> <td>土砂災害警戒情報(2時間後予測)</td> <td>○避難勧告の発令</td> <td>○避難情報の発令状況の確認</td> </tr> <tr> <td>土砂災害警戒情報かつメッシュ情報で土砂災害警戒情報(実況)の基準到達</td> <td>○避難指示(緊急)の発令</td> <td>○避難情報の発令状況の確認</td> </tr> <tr> <td>上記を通じて</td> <td>○土砂災害の前兆現象の収集および災害情報の収集・伝達 ○市町における相互の協力および応援</td> <td>○土砂災害の前兆現象の収集および災害情報の収集・伝達 ○市町への通知・調整等</td> </tr> </tbody> </table>	情報の種類	活動の目安 (市町)	活動の目安 (滋賀県水防本部)	大雨警報(土砂災害)かつメッシュ情報で大雨警報(土砂災害)の基準到達	○避難準備・高齢者等避難開始の発令	○避難情報の発令状況の確認	土砂災害警戒情報(2時間後予測)	○避難勧告の発令	○避難情報の発令状況の確認	土砂災害警戒情報かつメッシュ情報で土砂災害警戒情報(実況)の基準到達	○避難指示(緊急)の発令	○避難情報の発令状況の確認	上記を通じて	○土砂災害の前兆現象の収集および災害情報の収集・伝達 ○市町における相互の協力および応援	○土砂災害の前兆現象の収集および災害情報の収集・伝達 ○市町への通知・調整等	(修)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th> <th>活動の目安 (市町)</th> <th>活動の目安 (滋賀県水防本部)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨警報(土砂災害)かつメッシュ情報で大雨警報(土砂災害)の基準到達</td> <td>○高齢者等避難</td> <td>○避難情報の発令状況の確認</td> </tr> <tr> <td>土砂災害警戒情報(2時間後予測)</td> <td>○避難指示</td> <td>○避難情報の発令状況の確認</td> </tr> <tr> <td>土砂災害警戒情報かつメッシュ情報で土砂災害警戒情報(実況)の基準到達</td> <td>○土砂災害の前兆現象の収集および災害情報の収集・伝達 ○市町における相互の協力および応援</td> <td>○土砂災害の前兆現象の収集および災害情報の収集・伝達 ○市町への通知・調整等</td> </tr> <tr> <td>上記を通じて</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	情報の種類	活動の目安 (市町)	活動の目安 (滋賀県水防本部)	大雨警報(土砂災害)かつメッシュ情報で大雨警報(土砂災害)の基準到達	○ 高齢者等避難	○避難情報の発令状況の確認	土砂災害警戒情報(2時間後予測)	○ 避難指示	○避難情報の発令状況の確認	土砂災害警戒情報かつメッシュ情報で土砂災害警戒情報(実況)の基準到達	○土砂災害の前兆現象の収集および災害情報の収集・伝達 ○市町における相互の協力および応援	○土砂災害の前兆現象の収集および災害情報の収集・伝達 ○市町への通知・調整等	上記を通じて			災害対策基本法等の一部改正に伴う語句修正
情報の種類	活動の目安 (市町)	活動の目安 (滋賀県水防本部)																																		
大雨警報(土砂災害)かつメッシュ情報で大雨警報(土砂災害)の基準到達	○避難準備・高齢者等避難開始の発令	○避難情報の発令状況の確認																																		
土砂災害警戒情報(2時間後予測)	○避難勧告の発令	○避難情報の発令状況の確認																																		
土砂災害警戒情報かつメッシュ情報で土砂災害警戒情報(実況)の基準到達	○避難指示(緊急)の発令	○避難情報の発令状況の確認																																		
上記を通じて	○土砂災害の前兆現象の収集および災害情報の収集・伝達 ○市町における相互の協力および応援	○土砂災害の前兆現象の収集および災害情報の収集・伝達 ○市町への通知・調整等																																		
情報の種類	活動の目安 (市町)	活動の目安 (滋賀県水防本部)																																		
大雨警報(土砂災害)かつメッシュ情報で大雨警報(土砂災害)の基準到達	○ 高齢者等避難	○避難情報の発令状況の確認																																		
土砂災害警戒情報(2時間後予測)	○ 避難指示	○避難情報の発令状況の確認																																		
土砂災害警戒情報かつメッシュ情報で土砂災害警戒情報(実況)の基準到達	○土砂災害の前兆現象の収集および災害情報の収集・伝達 ○市町における相互の協力および応援	○土砂災害の前兆現象の収集および災害情報の収集・伝達 ○市町への通知・調整等																																		
上記を通じて																																				

第10章 洪水浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

71	上から 上から 上から 下から	8 9 13 13	浸水想定区域	(修)	洪水 浸水想定区域	修正漏れ
----	--------------------------	--------------------	--------	-----	------------------	------

参考資料

110	電話番号 一覧表	(1) 本庁	-	(追)	技術管理課 電話番号 077-528-4118 FAX 077-524-0943 防災電話番号 6-51-2-4118 6-51-860	災害警戒本部設置時に待機するため
-----	-------------	-----------	---	-----	---	------------------